別表第二十三（第十三条関係）

［略］

即席めん類に関する事項

無菌充填豆腐に関する事項

食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項

［略］

別表第二十四（第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条関係）

食品	表示事項	表示の方法
［略］	［略］	［略］
アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウィー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんご	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

別表第二十五（第二十七条関係）

［略］

アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウィー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんごに関する事項

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

別表第二十三（第十三条関係）

［同上］

即席めん類に関する事項

［項を加える。］

食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項

［同上］

別表第二十四（第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条関係）

食品	表示事項	表示の方法
［同上］	［同上］	［同上］
あんず、おうとう、かんきつ類、キウィー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びりんご	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

別表第二十五（第二十七条関係）

［同上］

あんず、おうとう、かんきつ類、キウィー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びりんごに関する事項

［同上］